

令和 6 年度

行政監査結果報告書

『基金の管理、運用について』

大牟田市監査委員

行政監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、監査の結果について下記のとおり報告します。

なお、本監査及び報告は、大牟田市監査基準に準拠しています。

記

1 行政監査のテーマ

「基金の管理、運用について」

（テーマ選定の理由）

基金については、決算審査の際に運用及び管理状況についての確認を行っているが、処分についての詳細な監査は実施していない。

各基金は個別に条例等に基づいて管理、運用されており、その財源は一般会計からの積立て、運用利子及び市民等からの寄付金などである。

各部局において、貴重な財源として基金を活用し事業を実施しているが、その支出について、基金の目的に合致した適正で効果的な活用が行われているか検証することを目的として、大牟田市監査基準に準拠して行政監査を実施するものである。

2 監査の対象

地方自治法第 241 条に規定する「特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金」の 22 基金及び地方財政法第 4 条の 3、第 7 条に基づき積立てた 2 基金

3 監査執行期間

令和 6 年 8 月 16 日（金）から令和 6 年 9 月 30 日（月）まで

4 監査の着眼点

- （１）基金の目的が明瞭で管理及び運用に係る方針を定めているか
- （２）基金の収入・支出の記録は適切に行われているか
- （３）基金の設置目的に沿った運用を行っているか
- （４）基金の積立て及び取崩しの手続きは適正に行われているか

5 監査の方法

監査対象部局等から監査調書その他の資料の提出を求めるとともに、必要に応じて担当職員に事情説明を求め監査を実施した。

6 基金の概要

基金は、条例で定める特定の目的に応じ、确实かつ効率的に運用しなければならないこととなっており、基金の運用から生じる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならないとされている（地方自治法第241条第2項及び第4項）。

また、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例で定めなければならないとされている（地方自治法第241条第8項）。

基金の種別は、財政調整基金（地方財政法第4条の3）、減債基金（地方財政法第7条）及びその他の特定の目的のために設置する基金である「積立基金」と、特定の目的のために定額の資金を運用する基金である「運用基金」がある。

本市では24の基金が設置されており、このうち積立基金は22基金、運用基金は2基金である（別表参照）。

7 監査の結果

基金について、所管部局等より提出された基金台帳、行政監査個別調査票（以下「調査票」という。）、その他関係書類を着眼点に基づき監査した。管理状況は各基金によって多種多様であり、その一部において、個別指摘事項及び検討、改善を要する事項が見受けられた。

監査結果は、次のとおりである。なお、調査票の回答による基金の管理状況については別紙のとおりである。

（1）基金の目的が明瞭で管理及び運用に係る方針を定めているか

全ての基金が各条例に基づいて設置されており、基金の目的、積立て、管理、運用、処分が明確に定められ、その他基金の管理に関し必要な事項は別に定めるとされている。基金の取扱いを規則等で定めているものは、4基金であった。また、基金を活用して実施する事業のうち事業を公募している5基金の全ては、事業運営に関する要綱等を定めていた。

（2）基金の収入・支出の記録は適切に行われているか

全ての基金において、基金を管理する帳簿は備えられていた。しかし、帳簿の様式や記入の仕方は基金により異なり、異動日等の記入誤りや異動事項の内訳が未記入のものがあった。

(3) 基金の設置目的に沿った運用を行っているか

基金の資金運用は、各基金条例、大牟田市資金管理運用基準及び同基準事務取扱要領に基づき行っている。令和5年度の資金運用は、定期預金で21基金、債券で4基金、繰替運用で4基金であった。

基金を一部取崩して事業に活用しているもののうち、活用委員会等の意思決定機関を設置し基金の活用を協議、決定している基金において、協議内容の記録がなく決定事項が確認できないものがあった。

また、基金を活用して実施する事業にあたっては、事業実施要綱に基づき、事業審査会等を通して公募事業が事業採択されていた。しかし、公募するにあたり、限られた範囲の組織や団体等にしか周知をしていないものが一部の事業にあった。

(4) 基金の積立て及び取崩しの手続きは適正に行われているか

基金の積立てや取崩し等に関しては、全て予算措置されていた。利子収入は、全ての基金において年に数回積立てられていた。寄付受入れについては、採納伺処理がされていないものや、処理されているものでも基金により様々な事務処理が見られた。

また、積立て等の収支に関する事務については、殆どの基金が適切な処理をしていたが、決裁区分の誤りなど事務決裁規定に準じた処理となっていないものがあった。

(5) 公表及び周知を行っているか

条例等により公表が定められているものや財源が寄付による基金は、ホームページを作成し、基金の目的など広く周知を行っていた。しかし、実績については、事業審査会等での報告など限られた範囲での報告のみで広く公表していないものが多かった。

8 個別指摘事項

監査の結果、個別指摘事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。なお、個別指摘事項に対する措置が講じられた場合は、その通知

を求めるものである（地方自治法第 199 条第 14 項）。

（１）わくわくシティ基金

（市民協働部生涯学習課）

大牟田市わくわくシティ基金の活用に関する要綱で、補助金を交付する際には大牟田市わくわくシティ基金事業審査会を、市の事業で基金を活用する際には大牟田市わくわくシティ基金活用委員会を設置するように定められている。事業審査会においては、補助金対象事業の認定の可否を審査し決定されているが、活用委員会においては、基金を活用する市の事業及び額を協議した記録がなく、事業等の決定内容が確認できないものがあった。

要綱に定める事務手続きを適正に行ったうえで基金を活用するよう改められたい。

9 検討、改善を要する事項

（１）事務処理について

ア 基金台帳の整備

(ア)基金台帳の異動日に不備があったもの

基金台帳として提出された帳簿の中で、積立て等の起案文書の決裁日等で基金の収支を記載している帳簿があった。基金の動きを把握し適正に管理するためにも、実際の基金の異動日による基金台帳を整備されたい。

- ・大牟田市安心安全まちづくり基金
- ・大牟田市ふるさと・水と土保全基金
- ・大牟田市森林環境譲与税基金
- ・大牟田市九州新幹線渇水対策施設維持管理基金
- ・大牟田市土地開発基金

(イ)基金台帳の内訳に記入漏れがあったもの

- ・大牟田市まちづくり基金
- ・大牟田市立学校施設整備基金

イ 規定に則した処理

(ア)事務決裁規定に準じた決裁区分となっていないもの

基金の取崩しによる決裁区分は、事務決裁規定の公有財産の取得

伺に準じたものとなっているが、規定どおりに処理がされていないものがあつた。規定に則した事務処理を行われたい。

- ・大牟田市わくわくシティ基金
- ・大牟田市福祉振興基金

(イ) 寄付金の受入れ時に決裁処理をしていないもの

寄付金の受入れは、事務決裁規定で市長までの決裁が必要であるが、寄付金額により寄付採納同等による決裁がとられていないものがあつた。規定に則した事務処理を行われたい。

- ・大牟田市消防応援基金

(2) 事業等への活用について

ア 目的に則した事業への充当

(ア) 要綱等に定めのない事業へ支出しているもの

基金を活用して実施する事業の要綱等では、基金の設置目的に沿った活用を行うため具体的な使途を定めているが、要綱等に規定されていない事業への支出があつた。規定に則した支出となるよう改められたい。

- ・大牟田市わくわくシティ基金
- ・大牟田市安心安全まちづくり基金

(イ) 基金の活用が寄付の目的に沿わないもの

寄付は、事業の活動に賛同又は特定の事業に活用されるよう意思を持って行われたものであるが、寄付者の意向に沿っていないと思われるものがあつた。寄付者の意向を尊重した基金の活用となるよう改められたい。

- ・大牟田市動物園ゆめ基金

イ 未活用の基金

(ア) 事業への活用がされていないもの

運用益を事業資金としており、現在、事業への活用がされていない基金については、原資を取崩すなど基金が有効に活用されるよう検討されたい。

- ・大牟田市ふるさと・水と土保全基金

(イ) 基金の運用がされていないもの

基金を全額取崩したことにより、長年運用が行われていない基金については、基金の維持や廃止を含めて検討されたい。

- ・大牟田市国民健康保険積立基金

(３) 公表及び周知について

ア 基金活用事業促進に向けた周知

(ア) 基金を活用して実施する事業の募集が一部にしか行われていないもの

基金を活用して実施する事業の要綱等において、対象者が限定されていないにもかかわらず、事業の公募について広く周知されていなかった。周知方法を見直し、基金が有意義に活用されるよう改められたい。

- ・大牟田市安心安全まちづくり基金

イ 運用状況や実績の報告

(ア) 公表方法の検討を望むもの

基金は、どのように活用されたのか使途を広く周知する必要がある。基金の中には、その原資を寄付によるものや、資金が乏しく運営が厳しいものもある。貴重な財源の有効な活用について、ホームページ等により広く周知を図るとともに、財源の確保に努められたい。

- ・大牟田市わくわくシティ基金
- ・大牟田市青少年健全育成基金
- ・大牟田市安心安全まちづくり基金
- ・大牟田市人生トライアスロン金メダル基金
- ・おおむた１００若者未来応援基金

10 むすび

財源の確保が厳しい中、基金は重要な役割を担い、その適正な管理と効果的な活用は、財政の健全性の維持に寄与している。

基金の運用においては、歳計現金の一時的な不足額補填による繰替運用だけでなく、定期預金や債券による外部運用がなされている。近年の低金利により運用益があまり見込めない中、令和４年度より外部運用方法を見直し運用益の確保に努めている。

また、基金の活用においては、市民や事業所等からの寄付を活用し事業を実施する基金について、寄付者の意向を踏まえて適切に活用されることと共に、透明性を高めるため使途の周知や寄付金の確保に、より一層努められることを期待したい。

安定した財政運営を行うためにも、財源を確保していくことは重要であり、今後も本市の財産である基金の効率的で安全な運用に努められたい。

【別表】基金一覧

No.	種別	部局等	所管課等	基金名
1	積立基金	企画 総務部	広報課	大牟田市ふるさと応援基金
2			財政課	大牟田市財政調整基金
3				大牟田市減債基金
4			人事課	大牟田市職員退職手当積立基金
5			世界遺産・文化財室	大牟田市近代化遺産保存活用基金
6			庁舎整備・組織改革推進室	大牟田市庁舎等建設積立基金
7		市民部	保険年金課	大牟田市国民健康保険積立基金
8		市民 協働部	生涯学習課	大牟田市わくわくシティ基金
9				大牟田市青少年健全育成基金
10			生活安全推進課	大牟田市安心安全まちづくり基金
11		産業 経済部	産業振興課	大牟田市まちづくり基金
12				おおむた100若者未来応援基金
13			観光おもてなし課	大牟田市動物園ゆめ基金
14			農林水産課	大牟田市ふるさと・水と土保全基金
15				大牟田市九州新幹線渇水対策施設維持管理基金
16				大牟田市森林環境譲与税基金
17		環境部	環境総務課	大牟田市廃棄物の埋立地取得及び処理工場建設積立基金
18		保健 福祉部	保健福祉総務課	大牟田市福祉振興基金
19			福祉支援室福祉課	大牟田市人生トライアスロン金メダル基金
20				大牟田市介護給付費準備基金
21		消防本部	総務課	大牟田市消防応援基金
22		教育委員会	総務課	大牟田市立学校施設整備基金
23	運用基金	企画総務部	総合政策課	大牟田市土地開発基金
24		市民部	保険年金課	大牟田市国民健康保険高額療養資金貸付基金

【別紙】

1. 調査票による回答結果

(1) 基金について

質問		ある（件数）	なし（件数）
1	基金の設置期限	0	24
2	基金の管理に関する規定（基金条例以外）	4	20
3	基金に関する決定機関の設置	5	19

(2) 基金の積立て、運用について

【質問1】基金の原資を増やす方法（複数回答）

項目	利子・運用益金	寄付金	条例で制定	その他
件数	23	11	3	8

（その他は事業余剰金や一般会計予算等）

【質問2】寄付の募集 ※質問1で寄付金と回答した場合のみ。

項目	市ホームページ掲載	広報紙掲載	何もしていない	その他
件数	5	0	5	3

（その他は事業独自で作成されたホームページ等）

【質問3】寄付金の使用（用途）の公表（複数回答）

※質問1で寄付金と回答した場合のみ。

項目	事業報告で公表	寄付金のみ公表	何もしていない	その他
件数	4	5	2	0

【質問4】公表の方法（複数回答） ※質問3で公表と回答した場合のみ。

項目	ホームページ	広報紙	審査会等	その他
件数	3	0	2	6

（その他は寄付者へ直接通知や議会等）

【質問5】利子、運用益金の処理（複数回答）

項目	基金に積立	事業費に充当	その他
件数	22	3	1

（その他は一般会計の財産収入）

【質問6】基金の運用（複数回答）

項目	外部（定期預金等）運用	何もしていない（普通預金）	その他
件数	21	2	1

（その他は全額取崩しにより基金残高なし）

(3) 基金の処分について

【質問1】基金の取崩し

項目	既存事業への 財源充当	基金活用事業の 経費	取崩したことが ない	その他
件数	11	7	2	4

（その他は財源不足時に取崩す等）

【質問２】基金を充当している事業（複数回答）

※質問１の取崩したことがないと回答したものを除く。

項目	市の主体事業	公募事業	その他
件数	19	3	2

（その他は対象となる事業への補助等）

【質問３】事業の公募方法（複数回答）

※質問２で市の主体事業と回答したものを除く。

項目	ホームページ	広報紙	対象者のみ周知	その他
件数	2	2	2	1

（その他は公募していない）

【質問４】公募事業の決定方法

項目	審査会等で採択	部局内で審査	その他
件数	3	0	1

（その他は審査会等で採択及び部局内で審査の両方）

【質問５】事業の運営に関する規定

項目	要綱等の規定がある	規定等はない	その他
件数	5	0	0

【質問６】事業の報告（複数回答）

項目	ホームページ	広報紙	部局内のみ	その他
件数	1	0	3	3